

平成17年6月9日(木曜日)第2回定例会

出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
	行財政改革		
菅野英行	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	事務局長
	農業委員会		
清野健	事務局長		

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年6月第2回定例会

議事日程第4号

平成17年6月9日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成17年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再　　　　　開　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、6月6日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成17年6月9日(木)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
13	地域社会の安全、安心のための取り組みについて	新たな地域防犯組織の育成について 空き教室を利用した高齢者と児童生徒との交流環境づくりについて	9番 鈴木賢也	市長 教育委員長
14 15	行政一般について 教育行政について	指定管理者制度と行政責任について 陵西中学校大規模改造計画について 学校施設の耐震調査と耐震対策について	6番 松田孝	市長 教育委員長
16 17	市長の歴史観について 行政一般について	韓国や中国で反日感情が高まる中で、安東市を姉妹都市に持つ自治体の長としての市長の歴史観を問う 納税貯蓄組合に対する事務費交付の廃止について	17番 内藤明	市長 市長

平成17年6月第2回定例会

鈴木賢也議員の質問

新宮征一議長 通告番号13番について、9番鈴木賢也議員。

〔9番 鈴木賢也議員 登壇〕

鈴木賢也議員 おはようございます。

緑政会の一員として、通告番号13番、市長、教育委員長に質問いたします。

地域社会の安全、安心のための取り組みについて。

今、地域の生活、学校において、安全、安心が問われています。平成8年から事件がふえ続け、事件、犯罪の発生箇所も都市部から地方へと拡散しております。

平成17年4月1日現在、警察官1人当たりの人口を比較してみますと、全国平均では520人、アメリカでは385人、欧州平均では300人から400人となっております。全国平均の520人に対し、山形県では637人、西村山1市4町では1,154人となっております。警察官1人当たりの人口が多いということは、それだけ事件が少ないということですが、反面、区域が広くなり、パトロールなど目配りができない大変な状況でもあります。

山形県の犯罪件数は1,191件であります。犯罪率で見ますと、山形県は全国で少ない方から4番目であり、寒河江警察署管内では、県内15警察署で4番目に少ない警察署であると聞いております。大変結構なことと思っています。

しかしながら、最近のニュースや新聞報道にも出てまいりますが、県内の青少年犯罪が加速的にふえております。山形県全体の被疑者犯人のうち、20歳未満の青少年すべての刑法犯が占める割合は、山形県全体で30.4%、西村山1市4町では25.5%になっており、今後の増加傾向が懸念されております。

犯罪がふえている現状の中でありますが、警察官の増員はなされておられません。このような状況でありますので、安全、安心な生活を営む上で、行政、市民の協力が不可欠であると思っております。

新たな地域防犯組織の育成について。

住民が自分たちの地域を回り、危険な場所を点検したり、防犯対策を呼びかける、自主的なパトロール活動が今急速にふえております。警察庁のまとめで、この種の活動をしている団体は、昨年末現在で全国に8,079団体あり、所属人員は52万人となっております。このうち約7割に当たる約5,500団体が一昨年以降の活動開始といえますから、防犯活動団体はこの2年間で何と3倍にふえております。

この背景には、治安悪化に対する危機意識があるようです。刑法犯の認知件数は、平成14年の285万件をピークに減少してきましたが、それでも昭和の時代の倍であります。

パトロールに踏み切った自治会では、疎遠だった近所の人たちの顔が見えるようになり、地域の連帯意識が生まれたと言っており、また、どこの団体でも定年退職して間もない60歳代の参加者が多いと言われております。住民の自発的な努力が、過去の地縁、血縁にかわり、高齢化社会に対応した新たなきずなを生み出す可能性が期待できるのではないかと思います。

このような住民防犯組織の流れを押し進めようと、警察庁は防犯パトロール用の腕章や防寒具の購入などに補助金を出す支援事業を本年度2005年度から始めると伺っております。私の地域、柴橋地区においても柴橋防災ボランティアをつくる準備が進められており、勉強会から事業を始めたいと言っております。このような活動が今後寒河江市全体に拡大していくのではないかと思います。

去る5月26日、寒河江市防犯協会が設立されました。また、この6月定例議会に寒河江市地域安全条例が議案として提案されております。その運営について、また、新たな地域の防犯組織化と育成について、市としてどのような考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

空き教室を利用した高齢者と児童生徒の交流環境づくりについて。

国では、教育基本法改正の意義やねらいについて、義務教育改革の法案に新たに盛り込まれる家庭教育の役割、学校、家庭、地域社会の連携などの重要性を強調しております。

家庭から消えつつあるものとして、きずなの意識や安らぎなどを上げ、家庭現場が危うい状況にあることから、心の教育には家庭の役割が欠かせないとして、文部科学省の官房審議官が提言しておる内容は、一つ、親が手本を示す。二つ、子供の自主性を促すための捨て育ての実行。三つ、家訓を守る。四つ、先祖を大切に。五つ、基本的信頼を育む、の五つの提言をしております。

なぜ、このような提言が60年ぶりに進められているのかを考えてみますと、私たちが小さいころは、チャンバラごっこでけがをしたり、魚とりに夢中になり、山に行っては漆に負け、自然とのかかわりの中で、遊び遊びの毎日でした。また、寺のお墓を倒したり、神社の屋根に登っては、そのたびにじいさん、ばあさんから、ほかの家の高齢者の方からしかられ、説教されました。そのときに、世の中のこと、人との交わり方、殺生のたたりへの恐ろしさなどを教えられました。そして、これらの一日の出来事を家に帰って家族みんなに、御飯を食べながら話をしたものです。

今の現状を見ますと、核家族がふえ、親も毎日忙しく、子供も勉強に、塾に、スポーツクラブにと、家族や地域の方と一緒にいる時間がなく、食事と一緒にすることができない状態であり、また、昔の家は開放的な作りでありましたが、今の家は個室化され、顔を合わせる時間が限られておる状況であります。まして、じいさん、ばあさんと話したりすることなどないのが当たり前になっております。また、ほかの家の高齢者との出会いもなく、話したり、教えていただくこともない状況です。このため、相手を思う心、モラルの低下、マナーを知らない青少年がふえてきております。

このような状況を解決する方策の一つとして、学校の空き教室を開放しながら、高齢者の人生観、昔の体験の話をしていただいたり、人に対しての接し方、また、今までの経験話を聞いたりできるようにしながら、高齢者の方々がパトロールなどボランティアによる教室を開催する、寒河江型「高齢者とのふれあい教室」の実施を提言いたしますが、教育委員長のお考えをお聞きいたします。第1問とします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

防犯組織の育成についてでございます。

近年の犯罪発生状況を見ますと、その認知件数は年々増加の傾向でございます。しかも、広域化・組織化され、凶悪な犯罪がふえておりますが、山形県は、平成16年の人口 1,000人当たりの犯罪発生件数である犯罪率が 9.3%と全国4番目に少なく、17年に入っては2番目に少ない県になっていることは、憂慮すべき中にも喜ばしいことでございます。

しかしながら、昨年の本県の認知件数は、1万 1,423件と1万件を超えております。本市においては、379件と数的には少ないとは言えない状況でございます。

内容は、車上ねらい、それから自転車盗難、自販機荒らしなどが多く発生しておりまして、高校生等による万引きも後を絶たない状況でございます。

また、高齢者や若年層などに被害の多い架空請求を初め、その他の振り込め詐欺や悪質商法の被害に関する相談が 192件も寄せられているところでございます。

さらに、小中学生に対する不審者のつきまといや、車からの声がけ事案も26件が発生しております。幸い、誘拐や傷害事件に至ってはいませんが、本人はもとより、家族や学校、そして地域の皆さんの不安は大きいものと思われまます。

防犯に関しましては、従来警察活動を主体に対策が講じられてまいりましたが、高速交通網の整備を初め、インターネットや携帯電話の普及など、情報化社会の進展に伴い、犯罪も広域化・巧妙化し、また、外国人による組織的犯罪の増加などによりまして、警察による防犯や捜査活動は困難さを増してきているようでございます。

それら多様な犯罪を予防するには、まず一人一人が犯罪は身近に起こり得るものだという認識を持ち、被害に遭わないよう、日ごろから防犯知識を身につけるとともに、地域の方々が協力し合って、安心して暮らせるよう活動することが大切であると思っております。

大都市の例でございますけれども、子供の保護者や地域の有志で組織した防犯ボランティアによる活動が急激に増加してきておるようでございます。主な活動は、定期的な地域内パトロールを初め、子供の通学を見守り、危険箇所の点検などのものでございますが、これら活動は、近隣の連帯感が薄れている地域などで、主として防犯意識の高い有志者のみで行われているのが多いように思われまます。

今年度、警察庁によりまして、地域安全安心ステーションモデル事業として、地域住民が自発的な意思に基づいて実施する防犯活動に対して、パトロールや啓発ポスターなどに係る費用を援助する制度が設けられたところでありますが、全国で 100カ所を限定したもので、山形県内では1カ所のみモデル事業実施地区に指定されておるところでございます。

本市の新たな防犯組織の育成についてでございますが、本市では、昨年度において、それまで地域防犯組織がなかった白岩地区に組織化を働きかけ、これを実現するとともに、他の地区でも同様の取り組みを重ね、市内全地区に防犯協会の組織化を実現したところであります。

これまで各地区においては、児童生徒への不審者の声がけ事案に対するパトロール活動や、さくらんぼの盗難予防パトロール、それからJR左沢線市内各駅での自転車盗難予防街頭キャンペーン活動、さらには、年末年始の時期における防犯巡回などが実施されているところでございます。

市といたしまして、地域の防犯力をさらに強化し、警察その他の関係機関との連携を密にしながら、犯罪の未然防止を図るため、防犯協会各支部などを構成員として、5月26日に寒河江市防犯協会を新たに立ち上げたところでございまして、御案内のとおりでございます。

その具体的な取り組みとしましては、各支部がそれぞれの地域の実情に合わせ、学校、交番所や駐在所、町会を初めとする地域内の諸団体、事業者などがそれぞれの立場で情報を共有し、連携を図りながら防犯活動を進めることとしております。

市といたしましても、被害防止に関する知識や技術を身につけていただくなどによりまして、市民一人一人の防犯意識の啓発に努める考えでございます。

また、各支部が取り組む自主防犯活動が円滑で効果的に実施されるよう、腕章や帽子の提供を初め、関係者の研修を実施するほか、情報提供や参考となる活動事例の紹介など、積極的に支援を行い、犯罪に強い地域社会の実現に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

先ほどもお話がございましたけれども、本議会に寒河江市地域安全条例の制定を提案しておるところでございますが、このことは、各地区に防犯協会支部が組織化されたこと、それから、市防犯協会が発足したことにあわせまして、防犯協会各支部の自主防犯活動を継続的かつ恒常的に推進し、各地区での効果的な自主防犯活動によりまして、安全で安心、明るく住みやすいまちづくりを進め、住民の安全に対する意識高揚を図り、地域の安全活動を推進しようとするものでありますので、よろしくお願い申しあげたいと思っておるところでございます。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 空き教室を利用した高齢者と児童生徒との交流環境づくりについての御質問にお答えいたします。

現在、子供たちが置かれております社会状況を見たときに、核家族化が進展し、両親の共働きもふえ、また、地域の方々と接する機会も少なくなっていること、まさに御指摘のとおりだと認識しております。

子供たちが健全に育っていく過程の中では、人とのかかわりはもちろんのこと、自然、社会、文化、歴史などとのかかわりが必要不可欠であり、中でも人とのかかわりは極めて重要であると考えております。

そういった現状を受けて、本市の学校教育目標を「かかわりの中で心と体を育み、学び伸びていく児童生徒の育成」と設定し、学校生活の中でのさまざまなかかわりを重視した取り組みをしているところでございます。

市内小中学校においては、社会科の学習や総合的な学習の時間などを活用して、昔の暮らしや昔の遊びなどについて調べる活動、米づくりやさくらんぼづくりについて学ぶ活動、祖父母を招いてのだんご木づくりや縄ないなどの活動などが行われております。これらの活動の中では、ゲストティーチャーとして、あるいは、地域の先生、畑の先生など地域人材との交流が豊かに行われております。また、老人ホームを訪問するボランティア活動などを行っている学校もございます。

こういった活動を通して、地域では、地域全体で子供を見守るという機運が高まっており、教育委員会が目指す、地域の方が声をかけ、立ち寄ってくれる学校づくりが推進されているところであります。そして、子供たちは、時には高齢者の方々と触れ合い、その豊富な知恵と熟練の技に感動し、多くのことを学び、大人に対する尊敬の念を醸成しているとの報告をいただいております。

さて、御質問の「高齢者とのふれあい教室」実施についてでございますが、これまで述べましたように、高齢者と触れ合う活動は、地域の特性や学校活動の特色を生かしながら、積極的に進められてきております。

空き教室の状況など、各学校の置かれている状況や環境を考えますと、一斉に実施するということは難しいかなというふうに思われますが、学校教育のねらいとのかかわりの中で、高齢者とのふれあい教室実施を希望する学校があれば、教育委員会としても十分に支援していきたいと考えております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 答弁ありがとうございました。

やはり私も、防犯に対する施策を展開するには、防犯意識を自治会、子供会育成会、保護司会、PTA、商店街、会社など、やはり各種団体に高揚を促す啓発活動が大切であると思っています。それに対して具体的な施策を提示していただき、それぞれの行動をするための推進体制の詳細な取り組みをしながら、住民の防犯組織化の受け皿として構築していただきたいと思います。また、防犯組織と警察が連携しての取り組みが大切ではないかと思います。

県内において、防犯組織の設立の記事が載っておりました。やはり東根の商工会女性部がみまもり隊というものをつくって、地域の方で子供たちを事件や事故から守ろうということで、事業所で仕事をしているときは見張り番、下校途中の児童に声をかけ、配達や集金などで街中を回る際はパトロールも兼務するということでもあります。

また、先ほど市長が申しました県内唯一のモデル地区に選ばれた山形市の第3地区防犯連絡協議会も警察庁の事業の唯一のモデル地点でありまして、その青木会長も、協議会のメンバーだけでは活動に限界があると、住民同士の連帯感を強め、全体の防犯意識を高めていきたいということでございますので、やはり今まで申したように、いろいろと大変でしょうけれども、いち早く確立していただきまして、我が市においてもいち早くそういう組織が設立を見ることを望みたいと思います。

また、県内緊急調査という、この間新聞に載っておりましたけれども、寒河江市では特殊地下濠が29カ所確認されて、9カ所が危険と判断し、所有者の調査を進め、さくの設置を要請するということでもあります。このように、市においても危険な箇所がまだまだあると思われるので、危険箇所を検索していただき、適切な管理対策をお願いし、安心安全の地域づくりをしていただきたいと要望します。

今、青少年は、食べ物を食べる場所や食べ方のマナー、携帯電話のマナー、公共物でのマナーなどモラルの低下が問題になっています。自己本位で他人のことを考えない。相手の気持ちを知らずしらない。大切にすべき作法を知らない。ルールどおりやれば、他人がどうであれ、自分が満足であればよい。自分でごみを捨てることができない。責任感がないなどの青少年がふえております。東京都では、見かねて、迷惑防止条例をつくるなど対策を考えているようです。

また、フリーターは、社会状況も関係しますが、ニート、パラサイトシングルなどがふえており、なぜこのような状況になったかは、今までの教育、家庭での育て方にあるのか、大人の都合でのことなのか、社会にあるのかを考えなければならないと思います。

昔の人には倫理感を持った人がおり、また、頑固おやじなど筋の通った人が家庭にいたものです。今の親子は兄弟のようであり、おやじの威厳を認めてくれない家庭があります。

また、ありがとうと感謝の心を持って食事をする若者も少なくなっております。保育所時代から、だれがつくったかわからない給食を、みんな同じものを食べております。つくってくれた人の顔が見えないでは、ありがとうは言えないのが当たり前で、お母さん、おばあさんがこしらえてくれた弁当保育の食事は、「お母さん、おばあさん、ありがとう。いただきます」と言って食べます。顔の見えない食事を14年間もとっていは、食べ物を食べるときのありがとうの感謝の気持ちは起きないと思います。

その点、寒河江市では親がつくってくれた弁当を持参しております。その点、感謝の気持ちは持って食事できる、すばらしい環境があります。ありがとうをいっぱい持った青少年が育つ環境を、寒河江市において大切にしていかなければならないと思います。

また、こういう青少年も親になり、子供を持ち、生活をしていきます。いろいろな問題は、長い時間をかけて解決しなければなりません。教育委員会においての御指導をいただき、導いていただくようお願いし、質問を終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 犯罪というのが、自分が遭ったときには、いろいろ問題にしたり、どうのこうのと話になりますけれども、やはりこれは常日ごろ自分のこととして、これに対応するということが必要なのだろうとっております。

常日ごろは、そういう安全安心、あるいは危険なことに対しては非常に一見無関心なところもございますけれども、自分が遭ったりすると、いろいろ批判をしたり、意見を出したり、いわゆる問題を提起するようでございますけれども、常日ごろ、自分のことにも降りかかる、自分たちのこととして考えていかなければならないと思っておるわけございまして、そういう意味では、議員がおっしゃられましたように、顔の見えるような方たちが一緒になって、地域で守ることが必要だろうと思っておりますし、地域同士、あるいは関係機関と連携し合うということも非常に大切なことだろうと思っております。

先ほど申しあげましたように、支部組織もできましたし、あるいは連合会も設置されましたし、あるいは、みんな市民に訴えるところの条例というものも提案されて、議決なるだろうと思っておりますが、ということで、みんな自分たちのまちを守り、自分たちの身を一人一人守っていくという心がけ、そして、それにみんなが努力するということが必要なと、つくづく思っておるところでございます。

平成17年6月第2回定例会

松田 孝議員の質問

新宮征一議長 通告番号14番、15番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表して、通告してある課題について、以下、質問いたします。

最初に、通告番号14番、指定管理者制度と行政責任について伺います。

指定管理者制度は、公の施設の管理を民間の能力を活用して、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、地方自治法第 244条の2が改正されました。

周知のように、現在管理委託されている公の施設は、直営に戻さない限り、平成18年8月までに指定管理者制度へ切りかえなければならぬことになっております。

今回の改正自治法は、指定管理者制度の制度設計の多くを各自治体の条例にゆだねており、また、国も条例のひな形の提示や詳細な解説通知も行っていないために、各自治体では、試行錯誤の中、走り始めている現状であります。

この指定管理者制度は、本来対象となる施設は、住民の福祉に供する公的施設が指定管理者になろうとする法人その他の団体に指定管理され、営利が優先される中で、公共性や施設の機能を低下させないこと、新たな官民癒着を生まないこと、さらには、施設で働く職員の雇用と労働条件を守ることなどを明確にすることが必要であり、形式化では済まない問題があります。

今回、本市においても、基本方針が確定し、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例と、寒河江市指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備を図るために条例案が上程されています。

この制度は、公共施設の管理と業務を委託することで、民間企業に利益を保障する制度とも言えますが、逆に、公共サービスの委託化や外部化が進むことで、行政責任の後退や公共性を危うくさせることにもなりかねません。

そこで伺いますが、指定管理者制度導入後、公共サービスにおける行政責任はどうなるのか、市長の見解を伺います。

次に、指定管理者の選考委員会について。

今回の条例案では、第4条指定管理者候補の選定では、大まかな評価項目で一定の基準を満たせば選定されること、また、2項では、公募によらずとも、書類提出で候補者を選定することができるとしています。

ところが、新聞報道によれば、既に指定管理者制度を導入している自治体では、第4条の指定管理者候補の選定基準がはっきりせず、公正な選定でないという不満の声も出ていると報道されています。また、情報公開請求や異議申し立てなども出されているといえます。

複数の申請者の中から、候補者を選定するものであり、市民の信頼を得る、公正で透明な選定を行うために、選定委員会を設け、その際、外部委員も含めて構成し、審議や会議録の公開が不可欠であると考えますが、見解を伺います。

次に、指定管理者の選定手法について。

総務省は、指定管理者制度を導入して、管理コストの削減を図る目的で、複数の事業者や団体を公募し、その中で競争させ、事業者を選定するように指示をしています。

ところが、すべて競争原理を採用することで、雇用関係に及ぼす影響が大変心配されます。特に、この管理を受託してきた公社、協議会などが、競争の結果、指定管理者になれない場合も予想されます。この場合、直ちに臨時、非常勤を含めた職員の深刻な雇用問題や、労働条件が大幅に引き下げられるなど、そこで働く職員の身分、労働条件も不安定になっていきます。

そのために、そこで働く職員がいるという事実配慮することが当面は重要だと考えます。これらの雇用対策と、これまでの事業実績を評価し、指定管理者に限定していくのか、あるいは、外郭団体などを整理し

ていく方針をとっていくのか、どのような解決策を検討されているのか伺います。

次に、NPOや市民団体の支援について。

指定管理者は、法人その他の団体が対象であり、法人格は必ずしも必要ではないが、個人では対象とならないとされています。これからは、指定管理者制度を活用し、非営利のNPOや市民団体を育成し、新しい公共事業を担う可能性を追求することも考えられます。

例えば、今回導入を予定している地域の身近な公園、小規模施設などは、NPOや市民団体などを優先して対象法人として、住民協働型の運営を支援していくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、指定期間について。

指定期間は、本来条例に定めなければならないと私は考えます。国会の質疑では、期間の長さの議論は行われなかったことで、政令でも定められていません。ということは、自治体の判断だと考えます。

他市の定められた条例を見ますと、施設管理は2年から5年の期間を限定しているのが最も多くなっていますが、福祉施設のように、子供や高齢者を対象としたところや、公園などは常に管理者が変わることは余り好ましくないなどの理由から、5年、10年と長期に締結している自治体もあります。しかし、期間が長期間になると、管理の硬直化や非効率化を招き、市民サービスの低下も心配されます。

初日の本会議では、指定期間は個々の施設ごとに検討していくと答弁をしています。

そこで伺いますが、指定管理者の指定期間は、条例で定めるべき案件と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、期間は施設ごとに検討されていますが、それぞれの施設ごとの期間をお伺いいたします。

次に、通告番号15番、陵西中学校大規模改造計画について、教育委員長にお伺いいたします。

大規模改造計画が先送りされている陵西中学校で、ことしの4月、体育館の屋根が強風の影響でトタンがはがれるなど、校舎の老朽化が急速に進んでいることが、今回の被害で証明されました。

これまで教育委員会は、老朽化が進んでいるにもかかわらず、実態調査もせず今日まで放置してきたことが問題であります。こうした校舎や設備の老朽化は、市内の各小中学校のPTAや父母と教師の会と各学校長から毎年数多くの要望が出されてきております。

提出される要望事項については、各学校PTAが中心となり、校舎を含む学校周辺の環境や児童生徒の安全の視点で点検、調査を行い、当局と教育委員会に提出されています。それをもとに関係機関と調整を図り、緊急性がある場合については、すぐに対処されていますが、大規模改造や修繕などについては、年次計画を立て、計画的に対応することになっております。

計画では、平成5年に大規模改造の実施計画が策定され、その対象として、学校施設では、陵東中学校が平成7年から8年に、陵南中学校は9年から10年に大規模改造が行われました。その後、陵西中学校の大規模改造計画が計画され、平成10年に実施設計、平成11年度から本格的に大規模改造工事が2億7,680万円をかけて着手予定となっております。

その後、陵西中学校の大規模改造計画がとんざし、その後も計画されましたが、阪神淡路大震災をきっかけに、昭和56年6月以前の建築物は、耐震調査、耐震化対策を余儀なくされたために、繰り返し計画が先送りされてきました。

そのために陵西中学校校舎は、特に外壁の劣化や板金のさびが進行しており、随所にその傷みが出てきています。また、サッシ窓枠の充てん剤の劣化などが進み、砂ぼこりが校舎に入ってきたり、冬期間などは寒風が入り込むなど、校舎の環境が悪化しています。

本来、コンクリート構造物は、耐久性が優れているはずですが、今あちこちでこれらの構造物に異変が起きています。その理由は、鉄筋の腐食が進み、骨材が溶けていく現象が発生しております。原因は、高度成長期の骨材資源の枯渇と欠陥セメントの大量供給、さらには手抜き工事が招いた負の遺産であると指

摘されています。さらには、1964年以降に建設されたものがとりわけコンクリートの寿命が短いことを専門家は指摘しています。

この時期と重なるように、陵西中学校は、特に高度成長期である1974年から白岩と高松中学校統合のために建設されました。これらの背景と原因があることから、陵西中学校校舎、体育館その他の施設も含め、随所にトラブルが発生してきております。特に雨漏りなどのトラブル回数、箇所数も増加している状況であります。

学校現場では、入梅、台風シーズンなどの長雨が一番心配だといえます。また、外装はモルタル仕上げになっているために、建物全体に亀裂、カビや汚れも出てきており、美観も損なわれてきております。教育委員会は、傷みが激しい箇所については部分修繕を重ね、十分な対応をしているとしています。

ところが、学校現場では、異常が発生した場合、すぐに連絡して、その都度修繕などの手を加えています。雨漏りなどは一向にとまらず、その原因さえもつかめない状況だといえます。

そのために、陵西中学校では、早期の大規模改造工事を求め、ここ数年間に継続して要望を重ねています。本来、校舎の老朽化は、生徒の安全面から、緊急に対応すべきであります。特に陵西中学校では、学校経営の中で、学校像はきれいで落ち着いた、風格のある学校を目指しております。

そこでお伺いしますけれども、陵西中学校の老朽化の進行状況と修繕、大規模改造はどうするのか、明確な計画をお伺いいたします。

次に、学校施設の耐震調査と耐震対策について伺います。

各学校から毎年、教育委員会に対し、児童生徒の安全と環境整備などの視点で対策を求め、各分野ごとに要望が出されております。それは、通学時に児童生徒の安全を確保するための対策の一つであります。また、学校現場では、地震や災害でいつ災難が児童生徒に及ぶかという危機感と不安を常に持って学校経営に当たっています。そのために一日も早く耐震化対策を願っています。

私は、昨年12月にも、耐震調査と耐震対策を急ぐよう一般質問でも取り上げてきました。それは、ここ数年間に阪神大震災や昨年の中越地震などの大震災が相次いで発生し、被害も大きくなっていることや、やがては東海地震、関東大震災クラスの地震が予測されており、いつ起きてもおかしくない状況だと言われているからであります。

これらの危機的状況から、教育委員会は、学校施設の耐震診断前の耐震優先度調査を15年度と昨年度に市の単独事業として実施してきました。その結果は明らかにされていませんが、耐震化を実施するに当たっては、建物の老朽度合いなどを十分検討した上で、耐震性だけに限らず、安全性なども含め、総合的な優先度の評価を検討した上で計画を策定すると答えています。耐震優先度調査を2カ年かけて実施したことで、引き続き耐震診断を今年度実施するものと私は考えおりました。ところが、実施計画では、19年に耐震診断と補強設計に入る計画となっております。

そこでお伺いしますが、耐震対策を進めるに当たり、総合的な評価と改造計画を含めた審議経過をお伺いいたします。

また、地震時における子供たちの生命を守ることは喫緊の課題であります。学校施設の耐震性の確保を図るために、耐震診断、耐震化対策の具体的な年次計画がありますが、倒壊などの危険を回避するために、前倒しをして耐震性を確保すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いまして、私の第1問といたします。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 指定管理者制度について、何点かの御質問がございました。お答えいたします。

指定管理者制度は、これまでの管理委託制度と異なり、民間事業者でも施設管理ができることとし、民間経営の発想などによりまして、施設の効用を最大限に発揮させ、住民サービスの向上や行政コストの縮減などが期待されているものでございます。

御案内のように、地方自治法第 244条において、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と規定されております。普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、また、不当な差別的取り扱いをしてはならないと規定されております。

したがって、公の施設に指定管理者制度を導入する場合、住民の平等な利用が確保されることを最も重視しなければならないと考えており、今議会に上程しております寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において、指定管理者の指定に当たっての基準の一つとして、市民の平等な利用が確保されることを規定しておるわけでございます。

指定管理者制度導入後、公共サービスにおける行政責任が後退するのではないかという御指摘なわけですが、今回上程しております条例において、指定管理者に対し、毎事業年度終了後に事業報告を義務づけるほか、必要に応じて業務報告を求め、実地に調査をし、または必要な指示を行うことができるとしており、その指示に従わないときには、指定の取り消しや管理業務の停止を命ずることができることとしておりますし、指定管理者との協定において、毎年度事業計画書の提出を求める考えであります。

さらに、施設の利用に関する不服申し立てを市で受け付け、また、事故が起こった場合に、施設管理者として市に責任がある場合は賠償責任を負うこととなりますので、指定管理者制度が導入されたとしても、市民の利用が阻害されることはなく、施設の設置者としての責務は何ら変わることはございません。

次に、選定委員会のことのお尋ねにお答えいたします。

指定管理者の候補を選定するための選定委員会についてでございますが、指定管理者候補の選定に当たっては、指定管理者制度に係る指針において、庁内に選定組織をつくることとしております。

指定管理者候補の選定は、管理者の指定という行政処分の前段階の内部意思を決定するものであるため、その選定組織に外部委員を含めることについては考えておりません。

また、選定組織の会議自体の公開につきましては、意思決定過程であり、公正で中立な意思決定を阻害するおそれがあることから、公開すべきでないと考えておりますが、会議録については請求があれば公開してまいります。

次に、外郭団体の問題と雇用対策の問題でございます。

現在、管理委託制度を導入している施設については、平成18年、来年の9月2日までに、指定管理者制度を導入するか、直営管理を行うか選択しなければならないことになっております。市としましては、これまで管理委託をしていた施設については、原則として指定管理者制度を導入する考えであり、18年度当初から導入してまいりたいと考えております。

現在管理している団体の取り扱いについての御質問でございますが、指定管理者の指定手続等に関する条例では、原則公募としておりますので、他の団体と同じように応募していただき、最も適当な団体を指定管理者として指定いたします。

指定管理者の指定は、入札のように単に金額が低いものを指定するものではなく、その団体の経営状況や管

理能力などを含めて総合的に判断するものですので、今の段階で、現在管理している団体を指定管理者に限定するとかは適当でなく、また、外郭団体などを整理していくとかを決めることは難しいと判断しております。

このことは、現在管理を受託している団体が指定管理者に指定されなかった場合、雇用問題が生じるということは想定されますので、こういう状況にある一部の施設であります、例えば体育施設、老人福祉センターについては、今後引き続き検討すべく、今回の条例改正には提案しなかったところであります。

次に、身近な公園とか、NPOとの関連についての質問でございます。

地域に身近な公園施設などの管理については、現在管理委託している施設はありませんので、今回指定管理者制度の導入を考えておりませんが、今後、直営で管理するのか、指定管理者制度を導入して管理していくのか、グラウンドワークの手法により地域に管理をゆだねるのかなど、さまざまな角度から検討してまいります。

次に、この指定期間のことでございます。

指定管理者に関して条例で定める事項は、地方自治法第 244条の 2 第 4 項の規定によりまして、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項とされております。そのため、指定期間については条例に規定しておりませんが、その考え方については、指定管理者制度に係る指針に記載しておりまして、制度導入当初は3年程度、それ以後については原則5年としておりますが、施設の目的や性質などのほか、指定管理者制度導入による効果も考慮して、適正な期間を定めていきたいと考えており、今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 教育行政についての御質問にお答えします。

まず、陵西中学校大規模改造事業につきましてでございますが、基本計画調査を平成18年度に実施、実施設計を平成19年度に実施して、その結果を踏まえた上で、2カ年継続で、生徒の学習に支障とならないよう、各年度の夏休み期間などに集中して改造工事を実施するよう計画しているところでございます。

次に、学校施設の耐震対策について申し上げます。

昭和56年の新耐震基準以前に建築された小学校が4校、中学校が3校の合計7校、建物の棟数で申しますと24棟について耐震対策が必要だと考えております。

平成15年度から2カ年継続して耐震化優先度調査を実施しましたが、耐震対策を実施する場合には、1棟ごとではなくて、一つの学校ごとに実施する必要があり、建物の老朽度合い、避難施設としての重要性など十分に検討した上で、総合的に検討しているところでございます。

以上のことを踏まえて、最初の実施校としては、大規模改造事業とあわせて実施すべく、陵西中学校について、平成19年度に耐震診断、耐震補強実施設計を実施し、耐震化事業に着手する計画としているところでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 第1問に対し御答弁ありがとうございました。

第2問に入らせていただきますけれども、基本的なことですけれども、やはり住民の福祉のために設置された施設でありますので、この辺を十分に踏まえて、やはりこの指定管理者導入に移行していただくために、私は今回この質問を取り上げさせてもらったんですけれども、今までの管理状況と同じであってはまずいと思います。

これは、やはり契約なども見ますと、3年から5年とか、長期に入ってきていますので、その辺を踏まえて、やはり条例をもう少しきちんと整備していかないと、いろんな弊害が出てくる可能性があると思います。そのために、新聞などでもいろいろ報道されているように、いろんなトラブルが発生していることでもありますので、その辺も踏まえて、第2問に入らせていただきます。

指定管理者の選定委員会の設置については、庁舎内の委員会を設置して選定していくということですが、これも、正直言って庁内では確かにいいんですけども、ある程度外部の意見を聞いて選考に当たることも私は必要だと思います。特にこの選定に当たっては、公募によらずとも、施設の設置目的を効果的に達成するために、市長がある程度判断できるというような、こういう項目がありますけれども、これはやはり一般市民の受け方としてどういう判断をしているのか、大変疑問なところもあります。ですから、こういうのはやはり第三者を含めた委員会の設置をお願いしたいと思っていますので、この辺について、もう少し見解を、再度お聞きをしたいと思います。

それから、選定手法については、ほかの団体と同じにしていきたいという方針でありますけれども、第1問でも質問したんですけれども、やはり一番は雇用の問題であると思っています。雇用の問題では、老福センターとか、体育館などは今回の個別の条例には含まなかったというのは、やはり雇用対策の問題とか、さまざまな問題が、課題が解決していないからだと思っていますけれども、小さい施設であっても、やはりここらを検討してもらわないと、いろいろな弊害が、雇用条件とか、雇用問題とかいろいろな弊害が出てくる可能性がありますので、この辺もやはり含めて、ある程度これまでの事業をきちっと評価した上で選定を行ってほしいと思います。

あと、NPOとか、市民団体の支援についてでありますけれども、いろいろこの辺も当局は検討されておりますけれども、やはりグラウンドワークとか今どんどん進んでいる中で、市民がやはり協働でやろうとする団体も今ふえてきています。ですから、こういう団体をやはり今後、補助金とか、あるいは支援していく方法をやはり具体的に立ち上げて検討していけば、この組織そのものがいい方向に進むと思っていますので、この辺の助成金についてどのように市長は検討されているのかお伺いいたします。

あと、指定期間の条例化でありますけれども、これは、指針に記載していくということですが、今回一応検討されているのは3年、そして長くても5年ということですが、今回は、特に限定してということなのでしょうか、この3年というのは、その辺の目安というのはどういう判断で決定されたのかお伺いいたします。

それから、指定候補者の選定でありますけれども、この第4条の1の3項に記載されてありますけれども、施設の適切な管理にかかわる経費の削減が図られること、こういう条項を設けますと、更新のために委託費の削減を図らなければ、この選定基準には合致しない、そういう解釈になってしまうと思うんですけれども、これは、ほかの自治体を見ても、こういう条項は入っていないんですね。ですから、これはどういう意図で入れたのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

これは、やはり選定基準の一つとして、削減をしなければ、実際には選定基準から外れる可能性も十分出てくる可能性があります。ですから、この辺については、本来入れるべき条項ではないと私は思いますけれども、この辺について、もう一度お願いしたいと思います。

あと、指定管理者の指定の第5条でありますけれども、議会の議決を得て、指定管理者として指定するとしていますが、この場合の審議する上で、やはり議会としても、ある程度詳細な事業計画、あと、業務内容とか、そういうものを議会に提示してもらわないと、この審議にはなかなかならないと私は思います。

ですから、こうした事業計画とか業務計画を議会にも提示して、論議するような場を確保すべきだと私は思いますので、この辺について、市長の見解をお伺いいたします。

多分、議会には報告の義務がないと言われるかもしれませんが、でも、審議する場合に、これらの詳細な内容がなければ、ちょっと議会としてもいろいろ問題が起きる可能性がありますので、この辺をお願いしたいと思います。

あと、協定の締結なんですけれども、第6条にあります、この中身が、全然具体的に出ていませんけれども、指定期間満了したり、あるいは指定期間を途中で切りかえたりした場合に、やはり業務引き継ぎなどの具体的な内容を盛り込んでいるのかどうか、この辺の見解をお伺いいたします。

あと、第7条の業務報告について、事業報告と共通する課題だと思っておりますけれども、これは、指定管理者は、毎年終了後、業務管理に対する業務報告を各自治体に報告するとなっておりますけれども、この報告の中身について具体的に取り決めがあるのかどうか。これは、附則で定めるのかどうかわかりませんが、例えば管理の業務の実施状況や利用状況、また、利用にかかわる料金の収入実績とか、管理に係る経費の収支状況とか、こうした項目が入っているのかどうか、この辺についてもお聞きをしたいと思っております。

それと、この業務の報告の中で、管理が適正に行われているのかどうか、どこでチェック体制をやっていくのか。このチェックシステムということは、全然載っていないわけなんですけれども、これも結果的に庁内で委員会を設けてチェック体制をしていくのか、この辺について見解を伺いたいと思います。

それから、個人情報の取り扱いについて、6条についてですけれども、これは、本来個人情報の保護条例では、利用者が5,000人以上の規模でないと個人情報保護条例が合致しないんですね。ですから、今回の指定管理者導入の際には、やはり個人情報の保護という立場からすると、こういう取り決め、罰則などの条項が全然今回の条例には入っていませんけれども、この辺について罰則を設けていくのか、あるいは、協定の中でこの項目を入れて、罰則という形にしていくのか、この辺について見解を伺いたいと思います。

あと、今回、個別の条例では、技術交流プラザの関係なんですけれども、この条例の12条にある、指定管理者は、当該料金を自己の収入として収受するものとなっておりますが、特に今回、技術交流プラザだけこうした措置をしたのか、こういう方法をとったのか、内容をお聞きしたいと思います。

そして、この場合、委託管理費はどうなるのか。この設定基準ですね。実際に料金収入を充てるのであれば、その分マイナス、委託費をマイナスしていくのか。そのパーセントは何%とかを設定されているのか。

今の交流プラザの実態を見ますと、大体これまでは1,500万円ぐらいの委託料を11年度あたりは支払ってやってもらっていたんですけれども、最近になって1,200万円ぐらいになっているんですね。だんだん委託費が下がっている状況の中で、実際この交流プラザの収入となれば、24万ぐらいで、収入分というのは数%しかないんですね。その中で、自己の収入を収受するものとするという規定が、これ、どうなんだかなと思うんですよ。ほんの一部分なんです。これが今後いろんな施設にもこうした方針をとっていくのか、この辺についても検討されていることがあれば、お聞きをしたいと思っております。

そして、この場合、指定管理者がやはり業務に当たる場合、これ、管理費のほかに収入がプラスされるわけですから、結果的に営利を優先して、どんどん事業を展開していく可能性も考えられます。その場合の規定は、市長がある程度事業の内容を選定するとなっておりますけれども、これ、どこかで線引きするのか。

例えば、あそこを使ってパソコン教室とか、いろんな事業を展開する事業者も発生する可能性があると思います。ですから、こういう事業を展開されることによって、やはり住民が本来利用すべき時間帯に利用できなかったり、そういう問題が発生する可能性があると思います。ですから、この辺の制限をどういった形で設けていくのかお聞きをしたいと思っております。

それから、教育委員会の方ですけれども、大規模改修について、これまでいろいろ調査してきたのかどうか、この辺実態的な、第1問でも質問したんですけれども、中身、傷み具合、これ、もう少し事前にやっていたら、今回のようなトタンがはがれるなどというのはないかと思っております。業者に聞きますと、ある程度点検をやって、合わせ目などをきちっと押さえておけば十分、あんな風に飛ばされる問題ではないと言っております。

これは、陵東中学校でもこういう問題が過去に発生しております。ですから、そういう経緯もあって、やはりここらも委員会として事前のチェックをきちっとしていかなないと、風で飛ばされて、当日は入学式だったんです。だから、人の往来も激しかった状況の中で、あれが下に落下しなかったからいいんですよ、実際。ですから、そういうことを考えれば、児童生徒の安全を確保するためには、やはりもっとチェックをしていく必要があると思います。

ですから、この辺の具体的な内容が出ていなかったんですけれども、この辺について、教育委員会としてどういう実態を把握しているのかお伺いします。

それと、基本的に実施計画に載っているそのままの答弁でありましたけれども、実態は、非常に学校そのものの傷みが激しくて、劣化のすき間から雨が入ってきて、やはり冬期間などは廊下が凍結するというんですね。そういう実態もありながら、これまで放置して、万が一転倒したりすれば、どういう問題が起きるか。やはりこの辺の実態を、もう少し学校へ足を運んで、やはり調査する必要があると思います。

ですから、これなんかも、もう少し耐震調査等含めて前倒しをする計画を具体的に、やはり補正予算でも組んで、耐震診断をする、そのぐらいの意気込みを持っていかなければ、この陵西中学校は解決しないと思っております。

山形市なんかは、実態として、今年度から耐震化補強工事だの、年次計画を立てて全部やっているんですね。

ですから、私、去年で優先度調査は終わったわけですから、すぐに耐震調査を実施するものと思っていたんですけれども、これは予算の関係もあるんでしょうけれども、この辺について、やはり子供たちの安全を考えれば、初日の一般質問でも教育委員長は答弁していますけれども、子供たちの目線でやはり学校管理を適正にやっていただきたいと思っておりますけれども、この点検の内容について、具体的な考え、委員会として調査していると思うので、その辺についてお伺いして、第2問とさせていただきます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの御質問がございました。1問とダブっておるように思われるものもございますけれども、順を追って答弁申しあげたいと思います。

選定委員会どうだかということでございますけれども、1問にも答弁申しあげましたように、管理者の指定という行政処分の前段階の内部意思を決定するというものでございますから、その選定組織には、内部だけでやろうと。外部委員というものは含ませないということでございます。

それから、現在管理しているところの団体の取り扱いということでございますけれども、これも1問で申しあげたとおりでございますけれども、同じように取り扱いをしよう、公募していただくと思っておりましても、やはり、じゃあ、今管理しているところの組織、施設の職員、雇用されている職員の問題ということになろうかなと思っておりまして、それでこの辺はこれから十分考えていかななくてはならない問題の中にありますので、先ほども申しあげましたように、現在管理している団体を指定管理者に限定するとかは適当でなく、また、外郭団体などを整理していくというようなことを求めるというようなことは難しいとも判断しておるというようなことを言ったわけでございます。

それから、NPOの関係でございまして、NPOとか、市民団体といえども、指定管理者となって管理を行う場合におきましては、当然市から委託料が支払われるわけでございますので、その中での運営になるのだらうと考えておるところでございます。

それから、期間はどのぐらいということで、1問でも答弁申しあげました。指定期間は、ある程度の期間がないと、経費節減の効果などもあらわれにくいと思いますので、制度導入当初については3年、それから、それ以降については5年というようなことを考えておるということでございまして、1問で答弁したとおりでございます。

それから、指定管理者候補選定の基準として、適正な維持管理経費の節減が図られるというようなことが述べてありますが、それはどうかと、どういうことなんだというようなことの質問でございました。

これまで申しあげましたように、指定管理者制度の目的というのは、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るということでございまして、そしてまた、経費の節減を図ろうというものでございますので、指定基準としましては、候補の選定基準としましては、これは施設の適正な維持管理経費の縮減が図られるものであるというようなことを、これは入れなくてはならないと思っております。

それから、指定に当たりまして議会の議決をいただくわけでございますけれども、何で議会はチェックするのかということでございますが、議決の場合は、施設の名称、それから指定する団体の名称、それから指定期間を議決していただくことになるわけでございます。この議決をするに当たりましての資料の提出に当たりましては、どのようなものが必要なのか、現在のところ整理がついておりませんが、議決の判断となるような資料の提出については検討してまいりたいと思っております。

それから、指定管理者が変更になったときの引き継ぎといいますが、そういうようなことのお話でございましたが、これにつきましては、募集要綱において、新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うことを明示しておりまして、義務づけを行う考えでございます。

また、この引き継ぎに要する時間につきましては、今回の指定管理者制度の導入に当たって、平成17年12月の定例会において議決をいただいて、約3カ月間の準備期間を置きまして、平成18年4月から制度の導入というスケジュールで現在作業を進めておるわけでございますので、指定管理者が変更になる場合におきましても、同程度の準備期間が確保できるようにして、十分な引き継ぎができるように持っていきたいと思っております。

ます。

それから、業務報告についてのお尋ねもございました。

どのような報告を求めるかということでございましょうが、地方自治法 244条の2の第10項の規定によりまして、必要に応じて管理の業務または経理の状況に関する報告を求めてまいりたいと思っております。

それから、管理が適正に行われているかどうかというようなことを見るために、運営委員会などの設置と、設けてはどうかという御質問もあったと思っておりますが、選定組織を庁内に設けるということを先ほど申しあげたところでございますので、この選定組織に毎年度終了後提出されることの事業報告書の内容を報告して、適正な管理を確保してまいりたいと思っております。

それから、個人情報に関係してのお尋ねもありました。

今回提出申しあげておられるところの指定手続に関する条例の中で、個人情報の取り扱いの規定を置きまして、指定管理者に対し、個人情報の保護を義務づけておるところでございます。

また、一方、寒河江市の個人情報保護条例におきましても、委託業者に対する罰則規定を置いておりますので、今回の条例にも罰則規定も要るのじゃないかということじゃないかなと思いますけれども、個人情報保護条例における委託業者とは、市が情報処理を委託する場合などを想定しているものでございまして、指定管理者とは性質が異なるものだろうと思っております。

それから、技術交流プラザのことでございますが、指定管理者制度というのは、これまでも説明申しあげましたように、指定管理者がその施設の管理と活用方策を市に提案し、その管理を行うものでございまして、技術交流プラザというものは、工業団地の中にあるわけでございますが、設置目的にも掲げておる、技術の交流や人材の育成などに利用されている施設でございまして、現在は施設の使用料を市の収入としておりますが、利用料金制度を導入しまして、使用料を指定管理者の収入にした方が、より施設の有効活用が図られると考えたものでございます。

そんなことで、技術交流プラザはやっておるわけでございますけれども、それ以外の施設につきましては、施設の有効活用が促進されるという施設につきましては、利用料金制度というものも導入してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 管理課長。

平成17年6月第2回定例会

熊谷英昭管理課長 それでは、具体的なことでありますので、私からお答えを申し上げます。

学校施設の状況については、陵西中学校に限らず、常々把握に努めております。対応が必要なものにつきましては、その都度、対処、改善を図っております。陵西中学校の屋根、窓枠のサッシ、雨漏り等につきましても対処し、改善を図っているところであります。

次に、耐震化事業の推進についてでありますけれども、耐震化事業を進めるためには、効率的に、しかも計画的に進める必要があるというふうに認識しておりますので、国の補助事業の導入が必要であり、それが不可欠であるというように考えておりますので、計画どおりにできるように、国あるいは県と協議しながら、環境を整備していきたいというように考えておりますので、前倒しは難しいものと判断しております。以上です。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 内容が大分細かいようでありますけれども、一般質問の時間が、勉強する時間がすごいあったものだから、その辺で細かく質問したんですけれども、さらに細かくしようかなと思っていたんですけども、冗談で。

この技術交流プラザの事業評価ですね。収入を上げるために事業者が事業をする、これらの制限行為というのは、どういう形で実際は設けていくのか。これは、ある程度ガイドラインを設けておかないと、住民に対していろいろ弊害が出てくると思いますけれども、その辺について再度お聞きをしたいと思います。

それから、県の指定管理者制度の中身を見ますと、一つの施設だけでなく、似たような施設を一括して同一人を指定管理者に選定するというような方針も出ておりますけれども、寒河江市としてその辺についてどう考えているのか。

例えば、公園を一括して一人の業者に、指定管理者にするという考えをお持ちなのか。ただ、この場合、話では、一括すれば今までシルバー人材とか、あと、いろいろなグループで支援してきた公園などもありますので、その辺を考えると、逆に経費が高くなって、そういうことは不可能でないかという憶測はあります。ですけれども、やはり大手の業者がそういう指定管理者を候補者として選定した場合、やはり一括して指定してもらえば、ある程度、採算性を考えれば、十分やっていけるのかなと。

ただ、その際、結局再委託される、あるいは丸投げというんですか、そういう形でピンはね的なことが起きるように思われます。ですから、この辺について、当局はどういう考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

あと、教育委員会にお伺いしますけれども、今、担当課から話がありましたけれども、私が行って実際見えますと、修繕箇所はある程度やってもらえる。ただ、やはり実態として、原因がわからないままの状態のところが多くと。そういう問題を現場で指摘しているんですよ。だから、教育委員会としてその実態をつかんでいないのではないかと考えております。

だから、もう少しこれ、もっと子供たちの目線で、もっとチェックすべきだと思うんですけれども、生徒が出入りする昇降口の上の方なんですけれども、コンクリートがいつの間にか劣化しているんですね。大分大きく、だれが見てもわかるんですけれども、そういう実態がありながら、何かネットを張るとか、そういうこともやっていないし、あと、雨漏りする箇所については、やはり具体的に実態を見て調査しなければ、やはり経費がかかるから、ある程度目の判断でしているのかどうかわかりませんが、きちっとこれは業者をかけた、そこらチェックをしてみる必要があるのではないかと思います。

今回、前倒しということを行ったんですけれども、実施計画に沿った形でやるというような話ですけれども、その間、具体的に委員会としてどうチェックしていくのか。子供たちの安全を考えれば、即私は実行すべきだと思いますけれども、その辺についてお伺いして、私の質問を終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 市長。

平成17年6月第2回定例会

佐藤誠六市長 一体的な管理を、指定管理者に委託するというようなことは、これから、どのようなものがあるのか、あるいは、そうした場合にどのようなメリットが出てくるのかというようなことも含めて検討させていただきたいと思います。

その他の技術交流プラザにつきましては、担当の方から答弁申し上げます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

平成17年6月第2回定例会

菅野英行行財政改革推進課長 技術交流プラザに関連いたしまして、収益事業についての制限というふうな御質問だと思いますが、これらにつきましては、実際に事業計画が出てこない、どういう事業をするのか、どういう使い方をするのかというのがわからないものであります。

ですから、一括して基準を設けるとか、そういうことは当初からはできないわけでありまして、事業計画書を見て、選定委員会の中で、住民の公平な用が確保できるかできないかというところを判断していかなければならないものと思っております。以上です。（「再委託の関係は。丸投げの」の声あり）

指定管理者制度については、丸投げはできないことになっておりますので、それはありません。それは、もし事業計画で出てくれば、それは、その業者については最初から候補にものぼらないということになります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員長。

平成17年6月第2回定例会

大谷昭男教育委員長 幾つかお尋ねがりましたが、いずれも具体的な活動、点検にかかわることですので、担当の方から答えさせます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 管理課長。

平成17年6月第2回定例会

熊谷英昭管理課長 降雪時の凍結による雨漏りなどを想定しての今の質問かと思えますけれども、ある程度、要因とかのことについてはこちらでも把握していますけれども、そのことを究明する際に、大規模な点検あるいは建物の取り壊しなどが必要な場合もあるということで、大規模改修の中で対応したいというふうに考えております。以上です。

平成17年6月第2回定例会

内藤 明議員の質問

新宮征一議長 通告番号16番、17番について、17番内藤 明議員。

内藤 明議員の質問

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 通告しておりますそれぞれの課題について、佐藤市長に質問をいたします。

質問に先立って、市長には誠意ある答弁をお願いしておきたいと思えます。

最初に、反日感情が高まる中で、韓国の安東市を姉妹都市に持つ自治体の長としての市長の歴史観についてお尋ねしながら、それを踏まえて、昨今の北東アジアを中心とする国際情勢についての所見などもあわせて伺いたいと思えます。

今、日本の小泉外交は、八方ふさがりの状況になっています。そんな中、韓国の盧武鉉大統領は、去る3月1日、3・1独立運動記念式典の演説で、さらに3月23日インターネットに掲載した談話で、日韓関係に関する重要な発言を行いました。

私は、その中に今日本が進むべき道があるような気がいたしますので、取り上げさせていただきます。その発言は、韓国国民に語りかけたものでありますが、過去の侵略戦争と植民地支配を真摯に反省せず、逆に正当化する日本政府に対する厳しい批判であり、日本国民の知性と良心への訴えでもあります。

この中で大統領は、「日本政府は、これまでの自衛隊の海外派兵の法的根拠を整え、再軍備に関する議論を活発に進めています。これは、我々に苦しい過去を思い出させ、未来を不安にさせています」と述べています。これは、政府がアメリカの不安定の弧戦略に追随し、朝鮮・中国を脅威とする共通戦略を受け入れ、平和国家から戦争のできる国への転換を図っていることへの批判であります。

私は、盧武鉉大統領の訴えにこたえ、米国に追随して北東アジアの緊張を高める愚行はやめるべきであると思えますし、謝罪すべきは謝罪し、補償すべきは補償し、日朝の国交を正常化して、朝鮮半島の自主的平和統一を支持することが、北東アジアの平和と繁栄を保障する道であると信じます。

そこで初めに伺いますが、昨今の反日感情の高まりの中で、韓国や中国の都市と友好姉妹都市を締結しているところで、それを破棄したり、凍結という事態も生じているとの報道がなされていますが、本市と姉妹都市を結ぶ韓国の安東市との間には、何か変化は生じていないのかお尋ねしたいと思います。

また、こうした外国の都市と自治体の姉妹都市締結など国際交流は、自治体の外交施策と評され、外国の都市との真に友好関係を発展させるには、広く共通の歴史認識を持つことにありとされています。

そこで伺いますが、国の外交は、今申しあげましたように、歴史認識などで四面楚歌の状況にあります。日清戦争や日露戦争から太平洋戦争を通じて、近隣諸国やアジア全体を日本が侵略し、大変な被害を与えたことは疑う余地のない事実であります。

しかし、日本人の多くは、アジアに対する日本による戦争の実態を知らず、その点では教育の問題が大事で、ところが、歴史教科書から侵略戦争の加害責任が削除されつつあります。例えば、多くの歴史教科書から慰安婦問題や南京大虐殺は抹殺され、過去の侵略戦争を美化することは、歴史の歪曲になります。

より大きな問題は、歴史の歪曲が教科書を通じて子供たちの若い世代に再生産されていくことであります。未来を担う若い世代が歴史の事実を知らず、誤った歴史教育を受けて育つことは深刻であります。重要なことは、事実を教科書を通じてきちっと教えていくこと、日本が加害者であった事実、二度と繰り返してはならないことを教科書などを通じて次の世代に伝えない限り、被害国との友好関係は築くことはできないのではないかと考えております。

そのことが、日本が世界に誇り得る平和国家になっていく重要な点であろうというふうに思います。そうしなければ、中国や韓国政府が指摘するとおり、被害を受けたアジアの人々から信頼される国にはならない

というふうに思います、市長の見解を承りたいと思います。

次に、靖国史観についてお尋ねいたします。

靖国問題もまた、外交の大きな障害になっています。靖国神社に対する日本人と侵略されたアジア諸国の人々の受けとめ方は大きく違っています。小泉総理は、戦没者を慰霊する、不戦を誓うための参拝と説明し、今なお、いつ行くか適切に判断すると、参拝の継続の意向を示し、戦没者の追悼でどのような仕方がいいかは他の国が干渉すべきでない、参拝してはいけないという理由がわからないと答えております。

しかし、靖国神社参拝は、靖国神社にはA級戦犯が合祀されており、普通の戦没者の慰霊とは性格が異なります。また、それだけでなく、明治維新の内戦である戊辰戦争のときに、官軍側の犠牲者のために建てられた東京招魂社が前身で、明治12年に靖国神社になってからは、天皇制を支える特別の神社でありました。神社には、軍人勅諭の碑なども建てられ、武勲を讃えるところに靖国神社の特別の役割があります。

この戦争観は、日本の戦争に対する国際社会の審判に完全に背を向けたものであり、しかも、自分たちの戦争観を日本国民の間に宣伝することが固有の使命だと宣言しています。

ところで、さきの戦争について、痛切な反省と謝罪を表明するなら、内政干渉では片づけられないことであります。侵略戦争の加害者である日本が戦死者をどう追悼するか、そのやり方をめぐって被害者が感情を逆なでされていると言うなら、その思いを解く努力をする道義的責任は、加害者である日本にあります。ましてや、当事国が問題にしているA級戦犯の戦争責任は、国際的に既に決着がついていることなのであります。

韓国の盧武鉉大統領は、さきの談話で、「厳密な意味で謝罪は真の反省が前提になるものであり、それにふさわしい実践が伴わなければならない。小泉首相の靖国参拝は、これまでの日本の指導者らが行ってきた反省と謝罪の真意を損なうものである。日本が普通の国家を越えて、アジアと世界の秩序を指導する国家になろうとするならば、歴史の大義に符合するように対応をとり、確固たる平和国家として国際社会の信頼を回復すべきである」としています。まさに私もそのとおりだと思います。国際感覚を身につけられていると言われる佐藤市長でありますから、よもや偏狭なナショナリズムにとらわれない史観をお持ちと思いますが、御見解を承りたいと思います。

次に、歴史の真実を明らかにして謝罪し、それを具体的に実践することについてお尋ねいたします。

日本は、侵略戦争をしたにもかかわらず、戦後、アメリカの傘下のもとで、アジア諸国に対して戦争責任を果たしてきませんでした。

戦後50年の1995年、村山内閣になって初めて謝罪の言葉を述べるに至り、さらに教育の中で若い世代にも真実をきちっと教えてきませんでした。その結果、国民全体がアジアの人々の日本に対する感情を知らず、これが日本と被害を受けたアジアの人たちの意識のずれになってきていると思います。

私たちは、ドイツに学ばなければならないと思います。ドイツは、ナチスの被害者や遺族に対して、今なお補償を続けております。過去の誤りを克服しなければ、ヨーロッパの中で生きていけなかったからであります。そういう努力をして、今EUの中で信頼される国になってきています。

そのことについても韓国大統領は、「日本の知性にもう一度訴える。真実なる自己反省の土台の上に韓日間の感情的なしこりを取りのけ、傷口が癒えるようにするため、先立ってくれなければならない。それこそが先進国であると自負する日本の知性的な姿だ。そうしなければ、過去の束縛から抜け出すことはできない。幾ら経済力が強く、軍備を強化したとしても、隣人の信頼を得て、国際社会の指導的国家となるのは難しいことだ。ドイツはそれを行った」として日本国民に訴えています。

私は、歴史の真実を明らかにして、過ちは謝罪し、反省の上に立って、繰り返さないためにそれを実践することは、ごく当たり前のことと思います。指摘されるまでもなく、政府のやっていることは明らかに間違いであります。こうしたことについて、安東市と友好姉妹都市を締結する本市の市長として、市長の所見を伺いた

いと思います。

次に、歴史観をもとにした北東アジアを中心とする国際情勢をどのように見ておられるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

アメリカは、中東からアジアまでの地域を先ほど申しあげましたように不安定の弧と呼んで、ここに米軍を集中的に再編駐留させようとしています。米軍再編の日米協議の中では、朝鮮半島問題や台湾海峡問題で日米が共同して対処することが確認されました。アメリカのアーミテージ前国務長官は、台頭する中国は脅威だから、日米と一緒に抑える必要があると述べています。アジアを敵視するアメリカの世界戦略に、日本は今まで以上に組み込まれようとしています。

このことについても盧武鉉大統領は、侵略戦争を反省しないだけでなく、米国とともに覇権主義を目指す小泉外交を批判し、さらに、台湾海峡など朝鮮半島以外への在韓米軍の出勤に反対するなど、米国の戦略についても批判を行っています。

日本は、アメリカに追随し、アジアの国々を敵対すれば、ますます孤立することになることは火を見るよりも明らかであります。アメリカは、国連を都合のいい形で改革するために、軍事戦略と絡めて、日本の常任理事国入りの後押しをしておりますが、私は、自衛隊派兵や国連常任理事国入りなど、軍事大国化への動きをやめるべきであるというふうに思っております。

これまでの歴史を振り返れば、アジア外交を転換し、日朝国交正常化などアジア諸国との平和友好協力関係を築くことこそが、今日本の選択すべき進路であるというふうに思いますが、このことを踏まえて、ぜひ市長の御見解を承りたいというふうに思います。

続いて、納税貯蓄組合に対する事務費交付の廃止についてお尋ねいたします。

平成17年度分から、納税貯蓄組合に対する事務費交付金が廃止になることになりました。それを受けてかどうかわかりませんが、去る1月28日、寒河江市納税貯蓄組合連合会の役員会が行われ、納税貯蓄組合を取り巻く環境が大きく変化してきており、納税貯蓄組合連合会の対応をどうするかという議題で議論がなされて、今後について解散の方向に進むようになったというふうに聞いております。

その際、市当局から、納税貯蓄組合を取り巻く状況について、全国的に事務費に対する補助金について厳しい判決が出ており、本市においても事務費交付金の適正な支出のための見直しをしてきたこと、個人情報保護という時代の要望から、平成16年度から納税通知書はすべて郵送するようになったこと、このようなことから、平成17年度分から納税貯蓄組合に対する事務費交付を廃止するようになったことなど説明されたとのことであります。

そこで伺いますが、当局の説明の中で、全国的に納税貯蓄組合の事務費に対して厳しい判決が出ているとありますが、まず、違法とされたその主な判決と、その要旨、判決日について具体的に教えていただきたいと思っております。

また、本市の事務費交付規定と納税貯蓄組合に対する交付実態について、そうした判決に照らして、どこが納税貯蓄組合法に抵触するのか、考えられる諸点について詳細にお答えいただくことをお願いして、重ねて誠意ある答弁をお願いして、私の第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、歴史観ということでございますし、姉妹都市の安東市との関係についてのお尋ねがありました。

御案内のように、姉妹都市とは、文化交流や親善を目的として結びついた国際的な都市と都市ということでございます。

本市は、御案内のように昭和49年2月4日、大韓民国の安東市において、当時の渡辺寒河江市長とキム安東市長が寒河江・安東市姉妹都市盟約締結書並びに寒河江市と安東市との姉妹都市提携に関する協定書に調印いたしました。以来31年を経過しております。

姉妹都市交流には、相互理解や国際親善の推進、地域の振興・活性化、さらには、国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待されております。

両市は、行政や商工関係者の交流を初め、市議会議員の相互交流、寒河江市連合婦人会の安東市への訪問、寒河江市少年少女合唱団の安東市訪問と安東児童合唱団との合同公演会、ロータリークラブ間の姉妹関係の締結、安東国際仮面舞フェスティバルへの日和田弥重郎花笠田植踊り保存会や旭一流内楯獅子踊り保存会の出演、安東の仮面踊りの寒河江市公演会など、ほかにも、安東市国民体育テニス連合会からの招聘により、寒河江市テニス協会が訪韓し、親善テニス大会に参加するなど、きめ細かな交流が行われるようになっており、産業や文化、スポーツの交流などが行われ、人的交流、文化交流が図られております。

さらには、山形放送と安東文化放送の姉妹局締結や、JAさがえ西村山と安東農協の姉妹農協の締結などがありました。

安東市というまちについては、古くから高名な儒学者を輩出した学問のまちであり、数多くの歴史的な文化資産を有するまちでありまして、そこに住む人たちは、文化的資質の高い方々であると、これまでの交流を通して実感しているところでございます。

昨今の反日感情の高まりの中での姉妹都市安東市との関係の変化とのことではございますが、安東市長から本年4月にいただいた書状の中に、「私たちは、両国の不便な関係を決して願ってはいませんし、私たちとの同伴者関係もこれからも続けていくことを願っております。よって、お互いを尊重し、過去の歴史と不信を克服し、相互協力を通じ、発展的な未来のために両都市の市民の皆さんの協力を心からお願いいたします」と書いてあります。

これまでの姉妹都市交流が、30年以上にわたって続けられていることを尊重し、大事にしながら、これからも両市の友好のきずなをより一層深めてまいりたいと私は考えております。両市民の姉妹の契りというものは、いかなる状況の中にもありまして揺るぎのないものであることを信じておりますし、そうでなければならぬものと思っております。

それから、歴史観について、2番目の歴史観からアジア外交等々につきましての市長の見解を問われておるわけでございます。

外交問題にかかわるところの歴史認識や、あるいはそれに関連する首相や大統領の発言、さらには、日本の防衛についての見解との質問かと思いますが、外交関係は、憲法第73条で、内閣が事務を行うこととされており、また、国の防衛については、内閣府設置法第3条において、内閣府は国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保を図ることを任務とされております。さらに、内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、内閣府の外局として防衛庁を置くこととされております。

そうということで、外交、防衛ともに国の所掌事務とされております。私は、市長という立場で、今議会の中で述べるということは差し控えなければならないと思いますし、外交問題、あるいは防衛問題というものは国の専管事項でございますので、なじまないと考えておるところでございます。

次に、納税貯蓄組合の事務費交付金についての御質問がございました。

市税は、市の主要な財政基盤であり、課税並びに収納業務に対しては、適正と公平性に努め、自主財源である市税を確実に収納していくためには、納税義務者の理解と協力を得ることが重要であり、納税意識の向上のための啓発や納税相談を実施し、あわせて納税貯蓄組合の育成を図り、納税義務者の意識喚起、納税思想の高揚に努めてまいりました。

平成15年度の市税収納率は、県内13市中3位と高い納付率を上げ、行政目的達成に社会的役割を果たしてきたと思っております。

御質問の平成17年1月28日開催された、寒河江市納税貯蓄組合連合会の役員代議員会では、今後の運営などについて協議が行われまして、その中の議題である納税貯蓄組合を取り巻く情勢について、市担当者に説明依頼がありましたので、このことについて県からいただいております資料の納税貯蓄組合への補助金等に係る訴訟事案をもとに説明いたしました。

内容は、小田原市、大垣市の納税貯蓄組合への補助金等について、小田原市の場合は横浜地裁で平成10年1月、それから、大垣市の場合は岐阜地裁で平成12年8月の判決がなされたことを説明いたしております。両地裁とも、判決理由のポイントとしましては、納税貯蓄組合法第10条第1項で定める事務費補てんの目的外の目的の補助金ないしは事務費の範囲を超える補助金は法に反し、違法とされておりまして、ということでございます。

本市の納税貯蓄組合事務費交付規程と納税貯蓄組合法との関係については、平成8年の一般質問に答弁しておりますように、納税貯蓄組合法第10条では、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料と、それから帳簿書類の購入費とか、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において補助金を交付することができる。ただし、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならないと規定されております。

寒河江市納税貯蓄組合事務費交付規程では、第1条に、納税貯蓄組合に対し、組合に必要な事務の費用を補うため、事務費を交付するために必要な事項を定めることを規定しております。

また、第3条では、事務費の交付について、必要な事務費におさまる範囲内で事務費の交付額算定基準として基礎数値を定め、前年度の組合員数割及び納税件数の実績をもとに市が交付金額を計算して交付しているものでありますので、小田原市、それから大垣市の例とは異なり、本市の場合は納税貯蓄組合法には抵触しないものと思っております。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 1問にお答えをいただきましたけれども、ある程度は予期できた答弁であります、大変残念でございます。今の日本の外交が行き詰まりのある中で、姉妹都市と友好関係をさらに強めるというふうな視点でお尋ねをしたところであります。

外交・防衛問題だけでなく、他の例えば靖国神社に対する史観なども承れなかったわけでありまして、その点に関しても、言うなれば、もう少しきちっととらえていただいて、御答弁をいただきたいなと思っております。

改めて靖国史観に対する御答弁をいただきたいというふうに思いますけれども、例えば10年前も、たしか10年前だというふうに思いますが、戦後50年ということで、平和事業を推進する上で、市長のいわゆる歴史観というようなことをお尋ねしたことがあったわけでありまして、そのときは踏み込んだ質問もしていませんでした。最近、何か時間が後戻りをしているような感じをしているわけでありまして、そうした中で、閣僚などのいろんな言動で友好関係が損なわれるような事態になっていることは御承知のとおりであります。そうした上で、今姉妹都市を締結する本市では、どういうふうになっているのかなと思ってお尋ねをしたところであります。

安東市との現況に関してはわかりました。ますます友好関係を強める中で、さらにこの交流を発展していただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思いますが、ただ、申しあげておきますが、確かに外交、防衛というのは国の、あるいは内閣の専権事項であるというふうに思いますけれども、それについて長が見解を述べるということとはできないということはないわけでありまして、市長も御承知かというふうに思いますが、例えば東京都の石原知事などは、外交であろうと、防衛であろうと、はっきりと物事を言う方でありますね。事の内容は、よしあしは別でありますけれども、そうしたことをきちっと言います。ですから、本市の佐藤市長も、そういう意味では別に見解を述べられても何ら差し支えない、こういうふうを考えるわけでありまして、いかがでございますでしょうか。

多分、1問でお答えしたとおりですというふうに言われるんじゃないかというふうに思いますが、石原都知事は石原都知事だというふうな御見解になるかもわかりませんが、何ら差し支えないわけでありまして、権限がどうのこうのという、だから、佐藤市長が言ったからどうだなんていうふうにならないわけでありまして、国の外交問題も変わるわけでありませぬし、何ら変更になるというものではないというふうに思いますので、ぜひそうした御見解を改めて承りたいなと思っております。

承らないと議論にもならないし、話が進展しないんですね。私の個人演説会みたいになってしまうものですから、ぜひ承っておきたいなと思います。重ねて、外交問題、あるいはそうした問題は別にしましても、靖国史観などは、直接寒河江市にも戦没者もおられますし、ぜひ市長の口から御答弁いただければというふうに思っております。

それから、納税貯蓄組合法の関係であります、法を超える範囲ではないと、違法ではないというふうなことを市長から答弁がなされました。

であるならば、わざわざこの1月28日に、私たしか「1月17日に」と言ったと思いますが、これは「28日」の間違いでした。ごめんなさい。28日に当局が説明なさった際に、全国的に事務費に対する補助金について厳しい判決が出ており、本市においても事務費交付金の適正な支出のための見直しをしてきたと。この判決が出ていることなんていうのは説明することはないというふうに思うんですね。

これは、ひょっとすると、言葉は悪いんですが、財政的に大変厳しいということが先にあって、見直しをし

て悪いというわけじゃない、もちろんしてほしいということを私は前から言っているわけでありましてけれども、これは、納税貯蓄組合を廃止にするための口実に使ったのではないのかなと思われてなりません。そうじゃないんですか。法に違反しないとするならば、わざわざこんなところを引用する必要はない。引用というか、持ち出す必要はないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

私の見解を申しあげますと、これは完全に違法ですね。例えば、今いみじくも市長が言われました10条の件ですね。予算の範囲内において補助金を交付できる。これはそのとおりであります。ただ、内容は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務費に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことのできない事務費を補うためというふうになっているんですね。予算内で補助金を交付することができると、こういうふうになっておるわけでありまして。

それを受けて施行令もあるわけでありまして、今の規程を見ますと、3条のお話もありました。事務所等の使用料その他欠くことのできない事務費を補うためというのは、これは規程の3条に照らし合わせますと、これはこのことには合致しないですね。そうじゃないんですか。

そういうことで、私は、もしかしたら市長も多分その違法性があるというふうなことを最近お感じになったんじゃないのかなと思うんですが、そうじゃないんでしょうか。

今もって違法性はないというふうに本当にお考えなのか、具体的に、具体的に伺いますか、本心のところをぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、施行令の4条にこうあるんですね。国または地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年の9月分までについて、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末までに当該組合の規約の届け出をした税務署長を経由して、当該組の主たる事務所の所在地を所管する税務署長または当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならないというふうになっているわけでありまして、実態はこんなこと全然やっていないでしょう。だから違法だというふうなことなんです。こういうふうな点はきちっとやっていますか。そうした点を含めて、きちっとお答えをいただきたいと思います。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 歴史認識についての、さらに、特に靖国神社というようなことでの重ねての御質問でございますが、私も昭和という時代を生きてきておって、歩んできた人間でございますし、私なりの気持ちや感情というものは、これは持つておるわけでございますし、今次大戦におきまして、戦前、戦中、戦後というものを過ごしてきたわけでございますが、思うところがないわけではございませんが、この場において申しあげるといことは差し控えさせていただきたいと思っておりますが、一つ申しあげられることは、本市といたしましては、慰霊祭というものをずっと以前からやってきておるわけでございまして、国のため散華した人たちの慰霊を続けてきたわけでございますし、国のため命を投げ出して犠牲になられた人たちのためにも、平和というものは大切なことでありますし、こういう平和な社会、あるいは平和な国際社会が続けられるようにということを願っております。

それから、納税貯蓄組合法につきましてですけれども、この前の会議、この前というか、1月の末の会議において、どうしてこういう資料を出したのかというようなことだろうと思っておりますけれども、それは担当者に細かに聞かないとわからないことではございますが、廃止した理由のために、違法だから今度は交付はしないんだというようなことをしているというものでは、私はございません。

いわゆる一つは、御案内のように、地区別の単位組合、納税貯蓄組合も解散する方向にございまして、連合会も解散するというようになっておるようでございますし、そしてまた、個人情報に関係から、いわゆる納税通知書というようなものも全部郵送されるというようなことで、納税貯蓄組合の存在というものも非常に、存在理由というものも低くなってきているというようなことがあるかと思っておりますし、それから、もう一つには、行財政改革の中で、やはりこういう貯蓄組合交付金というようなものは廃止した方がいいと思っておるわけではございまして、何も小田原とか、あるいは大垣の判例を廃止の理由に持ち出したということはないところでございます。

それから、申請書とか、手続とか、その他のことにつきましては、先ほども申しあげましたように、平成8年の6月、9月の議会において2回にわたって詳細に答弁申しあげておるところでございますし、それを要約した形では第1問で申しあげたとおりでございます。以上です。（「事務方から何かあるの。担当課長、何かありますか」、「実態」の声あり）

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 市長の方は、担当課長に答弁させるとは言っておりませんので、聞いてみないとわかりません
ということですから。（「なら、聞いてみてけろ。質問こっちでしているんだから。具体的に」の声あり）

内藤議員、3問入ってください。

内藤 明議員 市長が言ったのは、じゃあ、3問目でお答えください。事務方の方で何かありましたら、その点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

ちょっと市長、再度具体的な歴史観も述べられなかったんですが、私の見解ばかりべらべらべら述べても、皆さんよく承知のことです。個人演説会みたいになってもなんですから、この件は別の機会に移して、市長と懇親でも持った機会にでも、ゆっくりと語っていきたいというふうに思っております。

大変残念なことですけれども、そういう意味では、ぜひ石原都知事のように、内容は別ですよ。中身は別ですが、ぜひなっていたきたいなというふうに思っております。口をつぐまないで、どんどん開いて、それで国にも物を申すと、こういうふうな姿勢があってほしいなと思っております。

それから、市長、納税貯蓄組合の関係では、10条についてももう一度申しあげますと、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならないというふうに具体的に記されているんですね。地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならないというようにあるんですよ。それは、その内容は、組合の事務費に必要な使用人の給料、それから帳簿資料の購入費、事務費の使用料その他欠くことのできない事務費を補うため、こういうふうになっているんですね。今の納税貯蓄組合の実態は、そういうところになっていますか。こういうことを聞いているんです。市長は、多分なっていると、こういうふうにお答えになるんでしょう。なっていないですよ。

そして、それを規定している、事務費の交付を規定しているこの3条なんていうのは、事務費が幾らかかったかもわからないで、1戸当たり何ぼ、戸数が何ぼなんて書いてあるわけでしょう。金額を超えてはならないというにもかかわらず、超えて支給しているかもわからないんですよ、交付しているかもわからない。あるいは少ないところもあるかもわかりませんよ。だから違法だというふうに言っているんです。こういうふうな御認識もないようでは、私はいささかお粗末ではないかと思うんですね。

私は、今回廃止になったのは、法の趣旨を受けて、それでようやく寒河江市でも、もちろん財政の問題もありますが、あるいは納税貯蓄組合のいわゆる社会的な役割ももう変わっているというふうな状況も、前も、もう私10年も前からそんなことは言っているんですよ。それを受けて廃止をしたんだなというふうに理解をしておりました。ところが、そうではないんですね。

これは、市長、この間、私、課長を初めとする何人かの税務担当者とも話をした機会があります。前々から全国的に訴訟問題があって、そうした情報はずっと私どもより多く手に入れておって、寒河江市のこれもちよっと危ないんじゃないかなと思われておったと思うんですね。ただ、残念ながら、県内ではほとんどの自治体で、みんなで渡れば怖くないというふうなものもあるかもわかりませんが、廃止をするということはほとんどありませんでした。

しかし、いみじくも1月28日に説明なさったように、全国的に問題になっているというふうなことが出てきたわけでありましてけれども、これは、市長、住民訴訟を起こしたら、私は、市長は完全に負けると思いますね。そのような御認識はないんでしょうか。

これは、税務課長もそうした情報はきちっと市長に流していただきたいと思ひますし、私は、前からずっと指摘しておったからどうのこうのなんて言うつもりはありません。それはそれでもう社会的使命も終わっているというようなことを申しあげて、全国的にそういう実態になっているよと。訴訟問題も起こされて、自治体側はそれぞれ敗北をしているというふうなことを言ってきました。

ですから、いまだに違法性がないというふうな認識の中で改めると。改めることはいいんですが、いかがな

ものかなというふうに思います。しかも、しかもというよりも、それはそれでいいんですが、市長は、本当に違法性がないというふうな御認識なのかどうか。もう一度、10条の規定と、それから施行令の規定を読み返していただいて、そんなに長い文章じゃないからおわかりになるというふうに思うんですが、多分判断できるでしょう。10条の規定の中に、本市の交付規程3条を照らし合わせればおわかりになるんじゃないですか。

先ほど言いましたけれども、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならない、10条でこういうふういきちつとうたっているんですね。これを超えているかもわからない。あるいは超えていないかもわからない。これをちゃんと調査しているんですか。その点についても、じゃあ、税務課長からお尋ねして、その超えない金額を交付しているんですか。改めて御答弁、見解を承りたいというふうに思います。以上で終わります。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長　うちの交付規程でございますが、第1条で、組合に必要な事務の費用を補うため事務費等を交付するんだと、こういうことを言っているわけございまして、ですから、事務の費用というものを補うと、事務の範囲内であるということの考え方はうちの交付規程にはっきり出ているわけでございますから、これは納税貯蓄組合法第10条で言うところの必要な事務費を交付することでなければならないということと全く同じでございまして、抵触しませんし、違法ではございません。この辺につきましても、先ほども申しあげましたけれども、平成8年の議会において、2回にわたって詳しく申しあげておるところでございます。

それから、廃止したのは、私は、先ほど答弁申しあげた3点からございまして、この判例が出たからということではございませんと認識しておりますし、また、なぜ今になってこういう資料を県からもらってきて、担当者にお話ししたのは、これは担当課長の方から申しあげたいと思っております。

それから、先ほど1問でも答弁申しあげましたように、3条では、事務費の交付について、必要な事務費におさめる範囲内で事務費の交付額算定基準として基礎数値を定め、前年度の組合員数割とか、あるいは納税件数の実績をもとにしまして交付金額を計算しているんだということを言っておるわけでございます。以上でございます。

平成17年6月第2回定例会

新宮征一議長 税務課長。

三瓶正博税務課長 では、お答えを申し上げます。

1月28日の役員会、代議員会で説明しました資料の関係でございますけれども、1月28日と申しあげれば、私がまだ税務課着任する前でございます。そういう事情はありますけれども、事務引き継ぎの際に、事務交付規程については平成17年度から廃止というような引き継ぎは受けております。

その中での話でございますけれども、この資料につきましては、先ほどから市長が答弁しております内容のとおりでありまして、この資料につきましては、寒河江市とは全く関係がないというようなものでありますけれども、ただ、全国的なこういう事例もあるという形式的な説明の中で、その資料を説明されたというような事務の引き継ぎを受けております。以上であります。

平成17年6月第2回定例会

散 会 午後1時42分

新宮征一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。